

# 令和元年度行政監査の結果報告書

令和 2 年 1 月

沖縄県監査委員



# 目 次

## 第1 監査の概要

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1

## 第2 沖縄県危機管理指針について

1	沖縄県危機管理指針の概要（一部抜粋）	2
2	想定される危機事象とその所管部室等（資料編より）	7
3	危機管理対応基本フロー図（資料編より）	8

## 第3 監査の結果

1	調査票の集計結果	9
2	大規模自然災害に対する事前対策状況	16
3	調査票が提出されなかった危機事象	18
4	防災危機管理課における取組の状況	20

## 第4 監査の結果に基づく所見等

1	事前対策に対する所見	22
2	防災・危機管理体制整備の取組について（まとめ）	23

## 資料

1	令和元年度行政監査調査票（全課用）	24
2	令和元年度行政監査調査票（防災危機管理課用）	29



## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

防災・危機管理体制整備の取組について

### 2 監査の目的

近年、国内では地震や豪雨などの自然災害が多く発生しているほか、感染症や家畜伝染病、重大な事件・事故等様々な危機事象の発生による脅威が高まっている。

このため、本県においては、危機管理の基本を定め、危機が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、危機の発生を防止し、又はその被害、損失を最小限にとどめるため、迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全確保に資することを目的に、沖縄県危機管理指針が策定されている。

については、同指針に基づき、様々な危機事象に対する事前の対策が、全庁的に適切に行われているか確認することを目的に監査を実施する。

### 3 監査対象機関

知事部局、企業局及び教育庁の本庁機関並びに出納事務局、病院事業局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の計111機関

### 4 監査の着眼点

- (1) 危機管理マニュアル等は整備され、職員に周知徹底されているか。
- (2) 関係機関との協力・連携体制は整備されているか。
- (3) 訓練の実施と訓練結果や実情に合わせたマニュアル等の見直しはされているか。
- (4) 物資、資機材の整備状況は適切か。

### 5 監査の実施期間

令和元年8月から同年10月までの間に監査を実施した。

### 6 監査の実施方法

沖縄県危機管理指針に基づく危機事象及びその他の危機事象への事前対策の状況について、調査票により回答を求めた。

また、回答のあった中から9機関を抽出し、ヒアリング及び実地監査を実施して回答内容等を確認した。

## 第2 沖縄県危機管理指針について

### 1 沖縄県危機管理指針の概要（一部抜粋）

## 第1章 総則

### 1 目的

この指針は、沖縄県における危機管理の基本を定め、危機が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、危機の発生を防止し、又はその被害、損失を最小限にとどめるため、迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全を確保することを目的とする。

### 2 危機の種類と想定される事象

危機は、想定される具体的な事象により、表1のとおり、①災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で規定する災害、②石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）で規定する災害、③武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）で規定する武力攻撃事態等、④それ以外の重大な事件・事故等に類型化できる。

●表1 危機の種類と想定される事象

危機の種類		想定される事象
①災害対策基本法第2条で規定する災害	自然災害	●台風、地震、津波災害等
	重大事故	●航空事故、海上事故、大規模火災
②石油コンビナート等災害防止法第31条第1項に基づく「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に規定する災害		●特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の流出等
③武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等（国民保護法関連）		●武力攻撃事態 着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃 ●武力攻撃予測事態 ●緊急対処事態（大規模テロ） 石油コンビナート等の爆破等、大規模集客施設等の爆破等、炭疽菌等生物剤、サリン等化学剤の大量散布等、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等
④上記以外の重大な事件・事故等		●テロ（注）、感染症の蔓延、有害化学物質事故、暴動 ●重大な食品・飲料水の事故、施設等における事件事故等 ●総合行政情報通信ネットワーク等のシステム障害等

(注) テロ事件に起因して発生した災害についても、災害対策基本法の適用が排除されるものではない。「米国における同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について」(平成13年9月26日各都道府県消防防災主管部長あて消防庁防災課長・消防庁救急救助課長・消防庁特殊災害室長通知)

## ※ 参考

### ○災害対策基本法第2条第1号で規定する災害の定義

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象のみならず、大規模な火事、爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

### ○政令で定める原因(災害対策基本法施行令第1条)

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

※ その他の大規模な事故としては、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等とされている。

### 【武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等】

#### ●武力攻撃事態:

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

#### ●武力攻撃予測事態:

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

#### ●緊急処理事態:

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危機が切迫していると認められるに至った事態(大規模テロ)

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

・原子力事業所等の破壊      ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破  
・危険物積載船への攻撃      ・ダム破壊

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破      ・モノレール等の爆破

③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

・ダーティボム等の爆破による放射能の拡散      ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布  
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布      ・水源地に対する毒物等の混入

④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ      ・弾道ミサイル等の飛来

### 3 対象とする危機の範囲

この指針において対象とする「危機」は、①テロ、SARS等、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事件、事故（米軍基地関連を含む。）、②県行政の運営に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事態とする。

被害が直接的、突発的でない財政危機、金融危機、経済危機（企業倒産、大量失業）等については除くものとする。

### 4 想定される危機事象の所管部室等

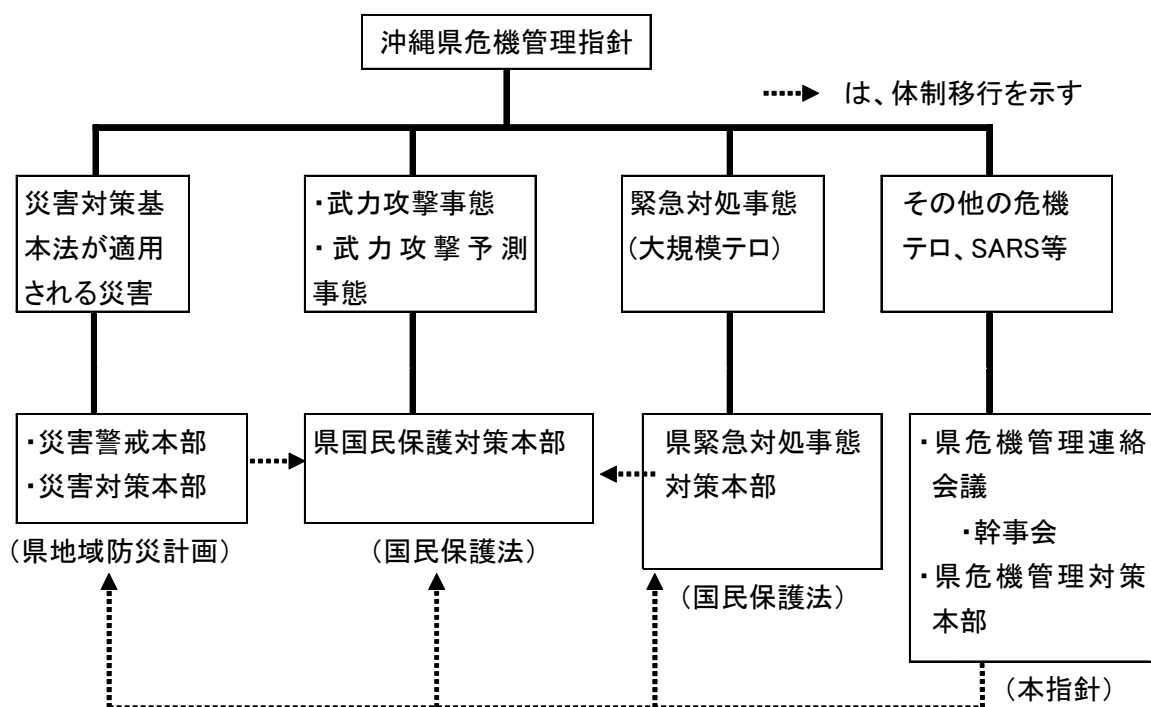
本指針で対処する危機については、多岐にわたるが、想定される具体的な事象と主に所管する部室等を資料編別表のとおり定めておくものとする。

### 5 沖縄県地域防災計画、既存の各種マニュアル等との関係

想定される危機事象のうち、2の表1の①の危機（災害対策基本法第2条で規定する災害）については「沖縄県地域防災計画」で、同表の②の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については「沖縄県石油コンビナート等防災計画」で、③の危機（武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等）については「沖縄県国民保護計画」に基づき、対処方針を示すものである。

なお、本指針は、危機管理の一般的な運用基準であり、各部室等において策定済みの各種計画、マニュアル等については、この指針の趣旨に反しない限り、この指針に優先するものとする。

図1【危機事象と各対策本部等の関係概念図】



※石油コンビナート災害(県石油コンビナート等防災計画)等、各個別法に基づく体制については、図では省略



## 第2章 事前対策

### 1 危機管理意識の向上

万一、危機事象が発生した場合は、初動対応を混乱なく、円滑に実施する必要がある。そのためには、職員一人ひとりが日頃から危機管理意識の高揚を図ることが極めて重要である。個々の職員においては、それぞれが所管する業務に関してどのような危機事象が想定され、どのように対応すべきかなど、日々の業務に当たり、危機管理意識を持って取り組むものとする。

### 2 各部室等における危機管理体制の整備

#### (1) 情報連絡網の整備

情報連絡網は、初動時における第一報の伝達、職員の非常参集、市町村や関係機関との間の情報収集・伝達に不可欠なものであるため、確実に整備しておく。整備後においても、組織改編、定期人事異動等に伴い変更が生じた場合は、速やかに修正するとともに、防災危機管理課へ報告するものとする。

#### (2) 危機管理マニュアルの作成

危機の発生防止や発生した場合の被害を最小限化するためには、「危機の未然防止策」、「危機の発生を想定した対策」を日頃から十分検討しておく必要がある。

このため、各部室等は、想定される危機事象ごとに「危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制の整備等を図るとともに、状況に応じた柔軟な対応ができるよう防災危機管理課と連携し、様々な想定で事前の準備を行っておくものとする。

**※危機管理マニュアルの標準項目については、資料編を参照のこと。**

#### (3) 危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員等の指定

各部室等（出先機関及び支庁を含む。）は、自らの部室等が所管する危機について、「沖縄県地域防災計画」に準じ、危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員を指定するとともに、部局内対応レベルから対策本部対応レベルまで各段階に応じて、夜間・休日も含めて迅速かつ的確に対応可能となる所要職員数が確保されるよう、部局内職員から配備要員を指定しておくものとする。

### 3 市町村及び関係機関との連携の確保

各部室等は、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市町村及び関係機関との連携について、「沖縄県地域防災計画」等における既存の活動方策等も最大限活用しつつ、連携確保の取組を進める。

#### 4 物資、資機材の確保

各部室等は、必要な物資、資機材の計画的な整備に努め、定期的な点検と取扱いの習熟を行う。

また、物資の不足分、特殊な資機材については、入手ルートを確保するよう努める。

#### 5 訓練・研修の実施

各部室等は、定期的な訓練の実施により、職員の危機管理意識の向上を図りつつ、本指針への習熟度を高めるとともに、関係機関と連携した訓練や研修を通じてマニュアルの評価・検証を行い危機管理体制の実効性を検証する。評価・検証の結果は、各部室等のマニュアル等の修正に反映させていくこととする。

#### 6 防災危機管理課における取組

防災危機管理課は、危機発生時等における応急対策等を迅速かつ円滑に実施できるよう、平時においては、以下の事項につき取り組むこととする。

- (1) 各部室等が策定する危機管理マニュアル等の作成・修正の指導、助言及び検証
- (2) 各部室等職員への危機管理意識の啓発、訓練等の実施
- (3) 県内、県外における危機事象への対応事例等、危機管理に関する必要なデータベースの整備
- (4) 県民向けに提供すべき安全情報の収集整理
- (5) 危機管理に必要な会議室等の確保等執務環境の整備
- (6) 職員による危機管理24時間体制の整備
- (7) その他危機管理の推進

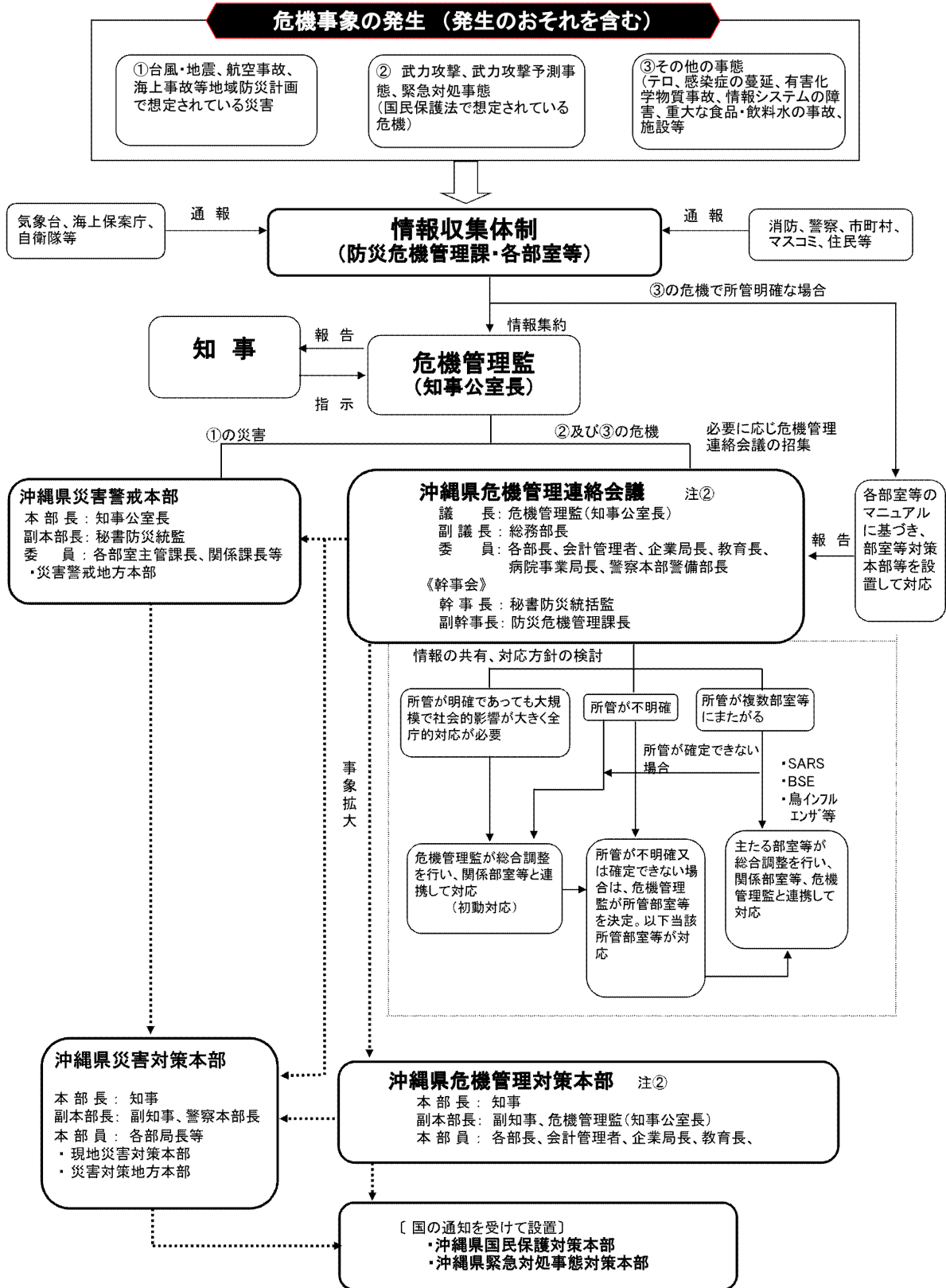
2 想定される危機事象とその所管部室等（危機管理指針【資料編】より）

想定される危機事象の所管部室等（課等）平成30年4月

区分	分類	危機事象	主たる所管部室等（課等）	
県民の生命・身体及び財産に重大な被害又は損失が生じる事態	大規模自然災害	大規模風水害	防災危機管理課	
		大規模地震災害	防災危機管理課	
	重大事故	原子力災害	基地対策課、防災危機管理課、環境保全課	
		石油コンビナート災害	防災危機管理課	
		大規模火災・爆発	防災危機管理課	
		危険物事故、高压ガス及び火薬類の事故	防災危機管理課・産業政策課	
		毒劇物事故	衛生薬務課	
		航空事故	防災危機管理課、空港課	
		海上事故（油流出含む）	防災危機管理課、環境保全課	
		モノレール関係事件・事故	都市計画・モノレール課	
		道路事故	道路管理課、農地農村整備課、森林管理課	
		県主催イベントでの事故	当該課	
	重大事件	不審船・領海侵犯	防災危機管理課、基地対策課、港湾課、漁港漁場課	
		ハイジャック・バスジャック等	防災危機管理課	
		大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課	
		テロ・ゲリラ事件	防災危機管理課、当該課	
	有事関連	武力攻撃事態等	防災危機管理課	
		緊急対処事態	防災危機管理課	
		重要影響事態	基地対策課・防災危機管理課	
	健康・安全	感染症のまん延	地域保健課	
		家畜伝染病	畜産課	
		飲料水汚染	衛生薬務課、企業局配水管理課	
		大気汚染	環境保全課	
		水質汚濁	環境保全課	
		大規模食中毒	衛生薬務課	
		毒・劇物による健康被害	衛生薬務課	
		テロ以外の被ばく	医療政策課、県立病院課、営農支援課	
		原因不明の健康被害	健康長寿課、衛生薬務課、地域保健課、環境保全課	
		農薬等の使用による事件・事故	営農支援課	
		食品による健康被害	衛生薬務課、流通・加工推進課	
		渇水	企業局配水管理課、地域・離島課	
		県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部当該課	
		サメによる被害	水産課	
		海洋性有毒危険生物による事故	水産課、衛生薬務課	
		医療事故	医療政策課、県立病院課	
		院内感染	医療政策課、県立病院課	
		学校内及び校外活動中の事件・事故	保健体育課（私立学校の場合総務私学課）	
		保育所における事件・事故（公立、私立、認可外含む）	子育て支援課	
		県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者	
		県施設での事件・事故	各施設管理者	
		本県出身者が巻き込まれた国内での事件・事故	総務私学課、産業政策課	
		本県出身者及び沖縄県系人が巻き込まれた国外での事件・事故	交流推進課	
	米軍基地関連	米軍基地から発生する事故等	基地対策課・防災危機管理課	
	その他		防災危機管理課で初動対応、事後調整	
	県行政運営関係	庁内の要因による事件・事故	県庁舎での事件・事故（再掲）	各庁舎管理者
			情報システムの障害	当該課・総合情報政策課
			情報システムに対する不正行為	当該課・総合情報政策課
総合行政情報通信ネットワークの障害			総合情報政策課	
庁外の要因による事件・事故		情報システムの障害（再掲）	当該課・総合情報政策課	
		情報システムに対する不正行為（再掲）	当該課・総合情報政策課	
		総合行政情報通信ネットワークに対する破壊行為	総合情報政策課	
		要人への危害（特別職、議会関係者等）	秘書課・議会事務局総務課、防災危機管理課	
		県庁舎への不審者の侵入・破壊等	各庁舎管理者	
		不審な郵便物等	総務私学課	
指定金融機関、指定代理金融機関の破綻等	出納事務局会計課			

3 危機管理対応基本フロー図（危機管理指針【資料編】より）

危機管理対応基本フロー図



注① ..... は、事態の推移に応じて体制移行を示す。

注② 沖縄県国民保護計画における事態認定前（警報発令前）又は事態認定後（警報発令後）の危機管理体制としても機能する。

### 第3 監査の結果

#### 1 調査票の集計結果

「沖縄県危機管理指針」において発生が想定されている51の危機事象に「上記に含まれないその他の危機事象」を加えた52の危機事象について、各監査対象機関において対応が必要な危機事象とその事前対策の状況について調査したところ、調査票の集計結果は次のとおりであった。

なお、一つの機関において複数の危機事象に対応する必要がある場合や、他機関が作成したマニュアル等に従って対応する場合等があるため、各調査項目の機関数、件数の合計は必ずしも一致しない。

##### (1) 対応が必要な危機事象の有無

監査対象機関に対し、対応が必要な危機事象があるかどうか調査したところ、その状況は次のとおりであった。

対応が必要な危機事象がある 64機関 (57.7%)

対応が必要な危機事象はない 47機関 (42.3%)

監査対象機関111機関のうち、64機関 (57.7%) で対応が必要な危機事象があると回答されており、この64機関からは危機事象ごとに175件の調査票が提出されている。これは、一つの機関において複数の危機事象に対応する場合がある事を示している。

##### (2) 情報連絡網の整備について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、情報連絡網の作成状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

###### ① 危機事象発生時の情報連絡網は整備しているか

整備している 149件 (85.1%)

整備していない 26件 (14.9%)

【内訳】 他機関等において整備するもの	7件
他の連絡網で対応可能なもの	3件
整備する必要がないもの	2件
国の基準に基づいて整備しているもの	2件
その他の理由により整備していないもの	12件

② 組織改編、人事異動等に伴う変更は反映されているか

反映されている 139件 (93.3%)

反映されていない 10件 (6.7%)

【内訳】他機関等において反映させるもの 1件

反映させる必要がないもの 1件

その他の理由により反映させていないもの 8件

③ 防災危機管理課へ報告されているか

報告している 56件 (37.6%)

報告していない 93件 (62.4%)

情報連絡網については、149件 (85.1%) で整備していると回答されており、整備されているもののうち139件 (93.3%) は組織改編や人事異動を反映したものとなっている。

また、「沖縄県危機管理指針」では、情報連絡網の作成や修正を行った場合には、防災危機管理課へ報告することとされているが、報告をしたとの回答は56件 (37.6%) にとどまっている。これに関して防災危機管理課に状況を確認したところ、同課が報告を求めている情報連絡網は、沖縄県災害対策事務運営要領に規定されている台風時等の配備要員名簿（県職員のみが記載されている）であり、これに関しては全部局から毎年報告されているとのことであった。

一方、各機関において作成されている危機事象ごとの情報連絡網の中には、関係機関まで含めたものが数多く作成されており、これらについて防災危機管理課への報告を行っていないという回答が多かった。

(3) 危機管理マニュアルの作成について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、危機管理マニュアルの作成状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

① 危機管理マニュアルは作成されているか

作成している 131件 (74.9%)

作成していない 44件 (25.1%)

【内訳】他機関等において作成されるもの 10件

作成する必要がないもの 6件

国の基準に基づいて作成しているもの 2件

その他の理由により作成していないもの 26件

② 危機管理マニュアルは必要に応じて改訂されているか

改訂されている 89件 (67.9%)

改訂されていない 42件 (32.1%)

【内訳】他機関等において改訂されるもの 19件

改訂する必要がないもの 4件

その他の理由により改訂していないもの 19件

③ 危機管理マニュアルの職員への周知徹底は図られているか

図られている 110件 (84.0%)

図られていない 21件 (16.0%)

危機管理マニュアルの作成については、131件 (74.9%) で作成していると回答されており、作成されているもののうち89件 (67.9%) で必要に応じて改訂されていると回答されている。ただし、他機関等においてマニュアルの作成・改訂を行っている場合において、「作成していない」、「改訂されていない」と回答されているケースがあるため、実質的な割合はもう少し高くなると考えられる。

また、危機管理マニュアルを作成しているもののうち、職員への周知徹底が図られていると回答されたものは110件 (84.0%) であった。

(4) 危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員等の指定について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、必要な要員の指定状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

① 必要な要員等は指定されているか

指定されている 132件 (75.4%)

指定されていない 43件 (24.6%)

② 配備要員等との緊急連絡体制は構築されているか

構築されている 131件 (99.2%)

構築されていない 1件 (0.8%)

要員の指定については、132件 (75.4%) で指定されていると回答されており、指定されているもののうち131件 (99.2%) で要員との緊急連絡体制が構築されていると回答されている。

指定されていないと回答した機関については、要員の指定という手続はとられていないが、事務分掌等により担当者は特定され、所属職員の緊急連絡網が作成されてい

るのが通常であることから、必要最低限の体制は確保されていると考えられる。

なお、要員との緊急連絡体制が構築されていないと回答された1件については、指定管理施設であり、実際に現場にいる人間で対応するとの回答であった。

(5) 国、市町村及び関係機関との連携の確保について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、関係機関等との連携の確保状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

① 危機発生時に連携が必要となる関係機関等は把握しているか

把握している 145件 (82.9%)

把握していない 30件 (17.1%)

【内訳】 連携が必要な関係機関がないもの	7件
他機関等において把握されるもの	2件
国の基準に基づいて関係機関が整理されているもの	2件
その他の理由により把握していないもの	19件

② 危機発生時の連携方法等は定められているか

定められている 132件 (91.0%)

定められていない 13件 (9.0%)

③ 連携方法等について関係機関等との情報共有は行われているか

行われている 120件 (90.9%)

行われていない 12件 (9.1%)

連携が必要な関係機関等については、145件 (82.9%) で把握していると回答されており、そのうち132件 (91.0%) で危機発生時の連携方法が定められていると回答されている。

関係機関等との連携については、危機管理マニュアルの中で定められていることが多いため、マニュアルが作成されていない機関については、関係機関等も把握されていない傾向がある。

また、関係機関等との連携方法が定められているもののうち、関係機関等と情報共有が図られていると回答されたものは120件 (90.9%) であった。

(6) 物資、資機材の確保について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、物資、資機材の確保状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。



- ① 危機発生時に必要となる物資、資機材の種類・数量等は把握しているか  
 必要な物資、資機材はない 106件 (60.6%)  
 把握している 49件 (28.0%)  
 把握していない 20件 (11.4%)  
 【内訳】 他機関等において把握されるもの 6件  
 その他の理由により把握していないもの 14件
- ② 危機発生時に必要な物資、資機材は十分に確保されているか  
 確保されている 43件 (87.8%)  
 確保されていない 6件 (12.2%)  
 【内訳】 他機関等において確保されるもの 3件  
 その他の理由により確保されていないもの 3件
- ③ 不足物資、特殊資機材の入手ルートは確保されているか  
 確保されている 1件 (16.7%)  
 確保されていない 5件 (83.3%)  
 【内訳】 他機関等において確保されるもの 3件  
 その他の理由により確保されていないもの 2件
- ④ 確保済みの物資、資機材の点検は行われているか  
 行われている 35件 (71.4%)  
 行われていない 14件 (28.6%)  
 【内訳】 他機関等において行われるもの 4件  
 その他の理由により行われていないもの 10件
- ⑤ 確保済みの物資、資機材の取扱の習熟は図られているか  
 図られている 41件 (83.7%)  
 図られていない 8件 (16.3%)  
 【内訳】 他機関等において図られるもの 3件  
 習熟を図る必要がないもの 4件  
 その他の理由により図られていないもの 1件

危機発生時に必要となる物資、資機材については、106件 (60.6%) で必要な物資、資機材はないと回答されている。これは、今回の監査が原則として本庁機関を対象 (病院事業局を除く) としているが、実際の初動対応や調査等は出先機関において行われ

る場合が多く、それらに必要な物資、資機材も出先機関で保管・管理されているためと考えられる。

また、今回の監査では実地監査として、県民向けの物資、資機材を備蓄している消費・くらし安全課を対象に、保管状況を現地で確認した。

物資等は種類ごとに整理され、賞味期限等がすぐに確認できる状態で保管されていたが、備蓄場所としている倉庫がもともと保管場所として整備されたものではなく、作業スペースの問題から搬出を円滑に行うことができない状況となっていた。

(7) 訓練・研修の実施状況等について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、訓練・研修の実施状況、危機管理マニュアルの評価・検証状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

① 訓練・研修等を実施したか

実施した 102件 (58.3%)

実施していない 73件 (41.7%)

【内訳】実施する必要がないもの	9件
他機関等において実施されるもの	2件
他機関等が実施する訓練等に参加しているもの	2件
その他の理由により実施されていないもの	60件

② マニュアルの評価・検証を行い、危機管理体制の実効性を検証したか

評価・検証した 57件 (50.9%)

評価・検証していない 55件 (49.1%)

【内訳】現行のマニュアルで特段の問題が発生していないもの	18件
作成・改訂から間もないため評価時期にないもの	4件
その他の理由により評価・検証されていないもの	33件

③ 評価・検証結果をマニュアルに反映させたか

反映させた 48件 (84.2%)

反映させていない 9件 (15.8%)

【内訳】反映させる事項がなかったもの	1件
その他の理由により反映させていないもの	8件

訓練・研修等の実施については、102件 (58.3%) で実施したと回答されており、73件 (41.7%) で実施していないと回答されている。

大規模自然災害や、石油コンビナート災害、大規模テロ等への対応については、それぞれ「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」、「沖縄県国民保護計画」等に基づき、防災危機管理課を中心に、多くの県職員や関係機関が参加して大規模な訓練が行われているが、それ以外の危機事象については訓練・研修等の実施率が低い状況となっている。

また、危機管理マニュアルを作成しているもののうち、評価・検証したと回答されたのは57件（50.9%）であった。マニュアルの評価・検証は、訓練・研修等の実施結果を受けて行われるものと考えられ、訓練・研修等を実施していないためにマニュアルの評価・検証も行われていないという状況となっている。

## 2 大規模自然災害に対する事前対策状況

発生が想定されている危機事象のうち、大規模自然災害（大規模風水害及び大規模地震災害）については、近年、国内においても度々発生し、各地に甚大な被害をもたらしていることから、事前対策の必要性が特に高いと考えられる。

当該危機事象に対する各機関からの調査票の回答内容をまとめると以下のとおりであった。

### (1) 対応機関

主たる所管部室は知事公室防災危機管理課であるが、それ以外の機関からも、事前対策等の状況について調査票の提出があった。

#### 大規模風水害への対応が必要と回答した機関

部局名	機関名
知事公室	防災危機管理課
環境部	環境整備課
子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
農林水産部	農林水産総務課
土木建築部	土木総務課、道路管理課、海岸防災課
企業局	総務企画課、経理課、配水管理課、建設課
病院事業局	病院事業総務課、北部病院、中部病院、八重山病院
教育庁	施設課、義務教育課

#### 大規模地震災害への対応が必要と回答した機関

部局名	機関名
知事公室	防災危機管理課
子ども生活福祉部	消費・暮らし安全課
土木建築部	土木総務課、道路管理課、海岸防災課
企業局	総務企画課、経理課、配水管理課、建設課
病院事業局	南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院、精和病院
教育庁	施設課

### (2) 事前対策状況

#### ① 情報連絡網の整備、危機管理マニュアルの作成及び関係機関との連携について

大規模自然災害については、災害対策基本法に基づく総合的な防災計画として「沖縄県地域防災計画」が作成されており、この中に県以外の関係機関も含めた各機関の役割や情報連絡系統図等の基本的な事項が網羅されている。

また、各機関においては、それぞれの事務分掌等に応じて必要となるマニュアル等が個別に作成されている。

② 各種要員の指定・配備について

災害発生に備えた要員等の配備については、毎年、各部局において緊急連絡先を含めた配備要員名簿等が作成されており、それを防災危機管理課において集約・整理し、緊急連絡名簿として整備している。

③ 物資、資機材について

県民向けの物資、資機材の備蓄については、市町村が行う物資供給活動を支援するため、県においても沖縄県備蓄方針を策定し、必要量の一部を計画的に備蓄することとしている。

また、企業局及び病院事業局の各機関においては、それぞれ必要な物資、資機材を独自に確保している。

④ 訓練・研修等の実施について

主たる所管部室である防災危機管理課を中心に、市町村をはじめとする関係機関も参加して、美ら島レスキュー、沖縄県総合防災訓練、沖縄県広域地震・津波避難訓練、沖縄県災害対策本部設置運営訓練等の大規模な訓練が毎年実施されている。

また、企業局及び病院事業局の各機関においては、全庁的な訓練への参加以外にも、独自に訓練・研修等を実施している。

### 3 調査票が提出されなかった危機事象

#### (1) 発生が想定される危機事象のうち調査票が提出されなかったもの

「沖縄県危機管理指針」において、発生が想定される危機事象の主たる所管部室等として記載されているにも関わらず、所管するとされている危機事象に係る調査票が提出されていない機関があった。

#### (2) 県主催イベントでの事故に係る調査票提出状況

本県においても、年間を通して多くの県主催イベントが開催されており、特に多くの来場者があるイベントについては、事故等の発生に備えた事前対策が重要である。

多くの機関で対応が必要と考えられる当該危機事象について、調査票の提出があったのは以下の4機関だけであり、その他の機関からは提出がなかった。

#### 提出があった機関とイベント名等

部局名	課名	イベント名等
企画部	地域離島課	沖縄離島体験交流促進事業、離島観光・交流促進事業におけるモニターツアー
子ども生活福祉部	保護・援護課	沖縄全戦没者追悼式
文化観光スポーツ部	観光振興課	所管イベント全般
教育庁	県立学校教育課	産業教育フェア

#### (3) 県施設での事件・事故に係る調査票提出状況

本県では、平成30年4月時点で47の県施設について指定管理者制度を導入して指定管理者に施設の管理運営を行わせており、これらの施設については、通常、県と指定管理者の間で締結される基本協定書において、指定管理者側に危機管理マニュアル等の策定を義務づけている。

これらの施設において事件・事故が発生した場合には、現場対応は指定管理者側で行うこととなるが、当然県の所管課へも情報が共有され、指定管理者と連携して対応する必要がある。

当該危機事象について調査票の提出があったのは、11機関28施設にとどまっており、その他の機関からは提出がなかった。

提出があった機関と施設名

部局名	課名	施設名
総務部	総務私学課	沖縄県公文書館
子ども生活福祉部	福祉政策課	沖縄県総合福祉センター
農林水産部	森林管理課	沖縄県県民の森
商工労働部	企業立地推進課	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区、航空機整備施設、沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及び企業立地サポートセンター
商工労働部	情報産業振興課	沖縄IT津梁パーク施設、沖縄情報通信センター
文化観光スポーツ部	MICE推進課	沖縄コンベンションセンター、万国津梁館
文化観光スポーツ部	文化振興課	沖縄県立博物館・美術館
文化観光スポーツ部	空手振興課	沖縄空手会館
文化観光スポーツ部	スポーツ振興課	奥武山総合運動場
土木建築部	都市公園課	名護中央公園、沖縄県総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バンナ公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園
土木建築部	住宅課	県営住宅（北部地区、中部A地区、中部B地区、南部地区、宮古地区、八重山地区）

(4) 個別情報システム関係危機事象に係る調査票提出状況

本県においても業務の効率化等を図るため、多くの情報システムが導入されている。これらの情報システムの中には、全庁的に利用されていて不具合が発生すると県全体の業務に大きな支障が生じるものや、個人情報等を扱うシステムもあると考えられ、セキュリティ対策等について万全を期す必要がある。

当該危機事象について調査票の提出があったのは、7機関にとどまっており、その他の機関からは提出がなかった。

提出があった機関と情報システム名

部局名	課名	情報システム名
知事公室	防災危機管理課	沖縄県防災情報システム
総務部	総務私学課	文書管理システム
総務部	人事課	給与ネットワークシステム、総務事務システム
総務部	職員厚生課	児童手当ネットワークシステム、健康管理システム
総務部	税務課	沖縄県税務事務トータルシステム、eLTAXシステム
企画部	総合情報政策課	沖縄県ホームページ管理システム等
商工労働部	雇用政策課	グッジョブセンターおきなわ支援情報共有システム

4 防災危機管理課における取組の状況

県全体の危機管理を統括する防災危機管理課に対し、調査票により以下の事項について回答を求め、それに基づきヒアリングを行ったところ、「沖縄県危機管理指針」に基づいて以下のような取組を行い、危機管理体制の整備に努めているとのことであった。

- (1) 各部室等が策定する危機管理マニュアル等の作成・修正の指導、助言及び検証について

「沖縄県危機管理指針」の改正時に、各部室等に照会してマニュアルの整備状況を確認している。また、各部室等がマニュアルを作成するにあたっては、問い合わせに対して助言等を行っている。

- (2) 各部室等職員への危機管理意識の啓発、訓練等の実施について

沖縄県自治研修所において実施されている階層別研修（新採用職員～課長級）において、各階層に対して危機管理に関する研修を実施しているほか、美ら島レスキュー、沖縄県総合防災訓練、沖縄県災害対策本部運営訓練等の訓練を実施している。

- (3) 県内、県外における危機事象への対応事例等、危機管理に関する必要なデータベースの整備について

防災危機管理課が所管する危機事象については、沖縄県防災情報システムを整備し、必要な情報等を収集・整理している。



(4) 必要な安全情報の収集整理及び県民への提供について

「ハイサイ！防災で一びる」という防災情報ポータルサイトの開設や、「沖縄県の国民保護」、「沖縄県津波避難困難地域について」等を県ホームページに掲載し、県民への情報提供を行っている。また、台風時には知事メッセージ等を発して注意喚起に努めている。

(5) 危機管理に必要な会議室等の確保等執務環境の整備について

災害対策本部設置時には、危機管理センター（県庁5階）、本庁講堂、各合同庁舎に場所を確保し、状況に応じてマルチスクリーンなどの映像表示システムや通信システムなどを活用して対応できるようにしている。

(6) 職員による危機管理24時間体制の整備について

土日、祝日、時間外については災害情報等受信伝達業務等専門員を課内に配置しており、常時、第一報等が入る環境を整えている。

(7) その他危機管理の推進について

防災啓発のための県民向け研修、自主防災組織拡充のための自主防災組織リーダー育成研修、沖縄気象台と連携した防災講演会等の実施により、防災意識の普及啓発や危機管理の推進に取り組んでいる。

#### 第4 監査の結果に基づく所見等

監査の結果、「沖縄県危機管理指針」において発生が想定されている危機事象に対する事前対策について、以下のとおり、検討を要する事項や、対策が十分でない事項等があった。

##### 1 事前対策に対する所見

###### (1) 対応が必要な危機事象の再確認について

今回の監査において、危機発生時に対応の必要があると考えられる機関から、該当する危機事象に係る調査票が提出されていない事例が見受けられた。

防災危機管理課及び該当する機関においては、対応が必要となる危機事象について再確認を行い、事前対策に遺漏のないよう取り組んでいただきたい。

###### (2) 情報連絡網の整備について

各機関においては、発生が想定される危機事象ごとに、連携が必要となる関係機関等を網羅し、夜間・休日の緊急連絡にも対応可能な最新の情報連絡網を整備する必要がある。

また、防災危機管理課においては、情報連絡網の整備状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うなど、迅速かつ的確に情報連絡を行うことができる体制が構築されるよう取り組んでいただきたい。

###### (3) 危機管理マニュアルの作成について

危機管理マニュアルが作成されていない機関においては、危機事象の発生防止及び発生した場合の被害の最小化を図るため、作成に向けて早急に取り組んでいただきたい。

また、マニュアルが作成されている機関においても、必要に応じて見直しを行い、指定要員や担当者が不在の場合でも危機事象への対応が可能となるよう、職員への周知を図っていただきたい。

###### (4) 国、市町村及び関係機関との連携の確保について

危機事象の発生に備え、平時より、連携が必要となる国、市町村及び関係機関を把握し、具体的な連携方法を危機管理マニュアル等で定め、説明会や訓練等の機会を捉えて情報の共有化を図るなど、連携が円滑に行われるよう取り組んでいただきたい。

###### (5) 物資、資機材の確保について

危機事象発生時に必要となる物資等については、「沖縄県地域防災計画」に基づき、県民に対して自ら備蓄することの必要性を十分に周知・啓発していただきたい。

また、市町村や指定管理者等の関係機関との協力や役割分担の下、必要量を的確に把握し、適切な備蓄場所を確保して計画的な備蓄・更新に努め、災害発生時に迅速に供給できる体制を整備していただきたい。

#### (6) 訓練・研修等の実施について

今回の監査では、他の項目と比較して訓練・研修等の実施率が低いことが確認されていることから、各機関においては、可能な限り訓練・研修等の機会を確保し、その結果に基づき危機管理体制の実効性について評価・検証を行い、その内容を危機管理マニュアル等へ反映させる取組を推進していただきたい。

## 2 防災・危機管理体制整備の取組について（まとめ）

今回の監査を実施した結果、防災・危機管理体制の整備にあたり、「沖縄県危機管理指針」に定められている各種の事前対策について、前述のとおり様々な課題を有していることが明らかとなっている。

近年、県内外で発生した様々な危機事象の中には、これまでの想定を遙かに上回るような甚大な被害を及ぼす事例も出てきていることから、既に対策が講じられている事項についても、不断の見直しを行う必要がある。

また、防災・危機管理体制の整備においては、県職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図ることが極めて重要であるとされていることから、県職員においては、万一の危機事象の発生に備え、自らの担当業務に関してどのような危機事象が想定され、どのように対応すべきかなど、常日頃から、危機管理意識を持って行政事務を遂行していただきたい。

県においては、国や市町村に加え、指定管理者やその他の関係機関との連携を強化し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全確保を図るため、防災・危機管理体制の整備に万全を期していただきたい。

# 【資料1】

(R元年度行政監査調査票【全課用】)

## 沖縄県危機管理指針に基づく防災・危機管理体制整備の取組について

部局名		課(室)名	
担当者		連絡先	

### 1 対応が必要な危機事象の有無

貴課(室)の所掌事務において、別紙1に掲げる危機事象について対応が必要となるものがありますか。

- ある → 危機事象の番号、内容を記入してください。 次へ
- ない 終了

危機事象の 番号		危機 事象名	
危機事象の 内容			

上記1で回答した危機事象への平成30年度中の事前対策状況について、以下の項目に回答の上、関係資料と併せてご提出ください。

### 2 情報連絡網の整備(指針第2章-2-(1))

#### (1) 危機事象発生時の情報連絡網は整備しているか

- 整備している → 情報連絡網を提出してください。 (2)へ
- 整備していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 3-(1)へ

記入欄	
-----	--

#### (2) 組織改編、人事異動等に伴う変更は反映されているか

- 反映されている (3)へ
- 反映されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (3)へ

記入欄	
-----	--

#### (3) 防災危機管理課へ報告されているか

- 報告している → 報告文書(鑑)の写しを提出してください。 3-(1)へ
- 報告していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 3-(1)へ

記入欄	
-----	--

3 危機管理マニュアルの作成（指針第2章－2－(2)）

(1) 危機管理マニュアルは作成されているか

- 作成している → マニュアル名を記入し、マニュアルのPDFファイル (2)へ  
を提出してください。
- 作成していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 4－(1)へ

記入欄	
-----	--

(2) 危機管理マニュアルは必要に応じて改訂されているか

- 改訂されている (3)へ
- 改訂されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (3)へ

記入欄	
-----	--

(3) 危機管理マニュアルの職員への周知徹底は図られているか

- 図られている → 内容が確認できる資料を提出してください。 4－(1)へ
- 図られていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 4－(1)へ

記入欄	
-----	--

4 危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員等の指定（指針第2章－2－(3)）

(1) 必要な要員等は指定されているか

- 指定されている → 内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
- 指定されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 5－(1)へ

記入欄	
-----	--

(2) 配備要員等との緊急連絡体制は構築されているか

- 構築されている → 内容が確認できる資料を提出してください。 5－(1)へ
- 構築されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 5－(1)へ

記入欄	
-----	--

5 国、市町村及び関係機関との連携の確保（指針第2章－3）

(1) 危機発生時に連携が必要となる関係機関等は把握しているか

- 把握している → 内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
- 把握していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 6－(1)へ

記入欄	
-----	--

(2) 危機発生時の連携方法等は定められているか

- 定められている → 内容が確認できる資料を提出してください。 (3)へ
- 定められていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 6-(1)へ

記入欄	
-----	--

(3) 連携方法等について関係機関等との情報共有は行われているか

- 行われている → 内容が確認できる資料を提出してください。 6-(1)へ
- 行われていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 6-(1)へ

記入欄	
-----	--

6 物資、資機材の確保（指針第2章-4）

(1) 危機発生時に必要となる物資、資機材の種類・数量等は把握しているか

- 把握している → 内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
- 把握していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 7-(1)へ
- 必要な物資、資機材は無い 7-(1)へ

記入欄	
-----	--

(2) 危機発生時に必要な物資、資機材は十分に確保されているか

- 確保されている → 内容・保管場所が確認できる資料を提出してください (4)へ
- 確保されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (3)へ

記入欄	
-----	--

(3) 不足物資、特殊資機材の入手ルートは確保されているか

- 確保されている → 内容が確認できる資料を提出してください。 (4)へ
- 確保されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (4)へ

記入欄	
-----	--

(4) 確保済みの物資、資機材の点検は行われているか

- 行われている → 点検年月日が確認できる資料を提出してください。 (5)へ
- 行われていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (5)へ

記入欄	
-----	--

(5) 確保済みの物資、資機材の取扱の習熟は図られているか

- 図られている → 内容が確認できる資料を提出してください。 7-(1)へ
- 図られていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 7-(1)へ

記入欄	
-----	--

7 訓練・研修の実施状況等（指針第2章-5）

(1) 訓練・研修等を実施したか

- 実施した → 実施年月日を記入し、内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
- 実施していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (2)へ

記入欄	
-----	--

(2) マニュアルの評価・検証を行い、危機管理体制の実効性を検証したか

- 評価・検証した → 内容が確認できる資料を提出してください。 (3)へ
- 評価・検証していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 8へ

記入欄	
-----	--

(3) 評価・検証結果をマニュアルに反映させたか

- 反映させた → 内容が確認できる資料を提出してください。 8へ
- 反映させていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 8へ

記入欄	
-----	--

8 その他（課題等）

危機事象への対応や危機管理体制の整備にあたり、抱えている課題や今後の取組等について記入してください。

記入欄	
-----	--

以上で調査票の記入は終了です。後日、回答内容の確認のため、ヒアリングや実地監査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

## 【別紙1】

## 想定される危機事象の所管部室等 平成30年4月

番号	危機事象	主たる所管部室等
1	大規模風水害	防災危機管理課
2	大規模地震災害	防災危機管理課
3	原子力災害	基地対策課、防災危機管理課、環境保全課
4	石油コンビナート災害	防災危機管理課
5	大規模火災・爆発	防災危機管理課
6	危険物事故、高圧ガス及び火薬類の事故	防災危機管理課・産業政策課
7	毒劇物事故	衛生業務課
8	航空事故	防災危機管理課、空港課
9	海上事故（油流出含む）	防災危機管理課、環境保全課
10	モノレール関係事件・事故	都市計画・モノレール課
11	道路事故	道路管理課、農地農村整備課、森林管理課
12	県主催イベントでの事故	当該課
13	不審船・領海侵犯	防災危機管理課、基地対策課、港湾課、漁港漁場課
14	ハイジャック・バスジャック等	防災危機管理課
15	大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課
16	テロ・ゲリラ事件	防災危機管理課、当該課
17	武力攻撃事態等	防災危機管理課
18	緊急対処事態	防災危機管理課
19	重要影響事態	基地対策課、防災危機管理課
20	感染症のまん延	地域保健課
21	家畜伝染病	畜産課
22	飲料水汚染	衛生業務課、企業局配水管理課
23	大気汚染	環境保全課
24	水質汚濁	環境保全課
25	大規模食中毒	衛生業務課
26	毒・劇物による健康被害	衛生業務課
27	テロ以外の被ばく	医療政策課、県立病院課、営農支援課
28	原因不明の健康被害	健康長寿課、衛生業務課、地域保健課、環境保全課
29	農薬等の使用による事件・事故	営農支援課
30	食品による健康被害	衛生業務課、流通・加工推進課
31	渇水	企業局配水管理課、地域・離島課
32	県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部該当課
33	サメによる被害	水産課
34	海洋性有毒危険生物による事故	水産課、衛生業務課
35	医療事故	医療政策課、県立病院課
36	院内汚染	医療政策課、県立病院課
37	学校内及び校外活動中の事件・事故	保健体育課（私立学校の場合総務私学課）
38	保育所における事件・事故（公立、私立、認可外含む）	子育て支援課
39	県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者
40	県施設での事件・事故	各施設管理者
41	本県出身者が巻き込まれた国内での事件・事故	総務私学課、産業政策課
42	本県出身者及び沖縄県系人が巻き込まれた国外での事件・事故	交流推進課
43	米軍基地から発生する事故等	基地対策課、防災危機管理課
44	情報システムの障害	当該課、総合情報政策課
45	情報システムに対する不正行為	当該課、総合情報政策課
46	総合行政情報通信ネットワークの障害	総合情報政策課
47	総合行政情報通信ネットワークに対する破壊行為	総合情報政策課
48	要人への危害（特別職、議会関係者等）	秘書課、議会事務局総務課、防災危機管理課
49	県庁舎への不審者の侵入・破壊等	各庁舎管理者
50	不審な郵便物等	総務私学課
51	指定金融機関、指定代理金融機関の破壊等	出納事務局会計課
52	上記に含まれないその他の危機事象	当該課

※「危機管理指針【資料編】」P5を一部加工して作成



沖縄県危機管理指針に基づく防災・危機管理体制整備の取組について

部局名	知事公室	課(室)名	防災危機管理課
担当者		連絡先	

危機管理指針第2章の6に記載されている取組について、平成30年度中の実施状況等を具体的に記入してください。

1 各部室等が策定する危機管理マニュアル等の作成・修正の指導、助言及び検証を行ったか

記入欄	
-----	--

2 各部室等職員への危機管理意識の啓発、訓練等を実施したか

記入欄	
-----	--

3 県内、県外における危機事象への対応事例等、危機管理に関する必要なデータベースの整備状況はどうか

記入欄	
-----	--

4 必要な安全情報の収集整理を行い、県民に提供したか

記入欄	
-----	--

5 危機管理に必要な会議室等の確保等執務環境の整備状況はどうか

記入欄	
-----	--

6 職員による危機管理24時間体制の整備状況はどうか

記入欄	
-----	--

7 その他危機管理の推進について

記入欄	
-----	--